



# 躍動



## 第36号

2017 APRIL No.36 石狩商工会議所報 躍動

編集・発行/石狩商工会議所



平成29年4月7日提供開始、石狩市学校給食センター(石狩市花川北7条1丁目27番地)



揚物・焼物・蒸物用スチームコンベクションオーブン



熱伝導率が最も良い蒸気回転釜

# 平成29年度事業計画

## 基本方針

平成二八年度の国内経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策などの取り組みの下、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調が続いており、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等のリスクはあるものの、今後も引き続き景気回復が見込まれるとされています。

道内においても、北海道新幹線の開業による観光客の増加や、個人消費に回復の兆しがみられたこと等の明るい話題もある中、昨年の台風被害の影響や人口減少による地域活力の低下が危惧されています。

石狩市においては、石狩湾新港地域でエネルギー関連の大型投資が進み、地元建設業界や市内飲食店を始め多くの事業者への経済波及効果が生まれている一方、売上高の伸び悩みや、従業員確保の困難性と人件費の高騰が重荷となっている業種もあり、市内全体として経営環境が好転しているとは言い難い状況にあります。

当会議所ではこうした状況を踏まえ、きめ細かな会員支援事業の推進と、国・道・市等に対する政策提言・要望活動等に加え、会員の維持拡大と組織強化に資するビジネス交流事業や、若い経営者を石狩に呼び込むべく新規開業・創業を支援する事業、石狩市委託事業である健康づくり協力する事業等に新たに取り組み、地域経済の活性化に資する事業を行うこととされています。

以上を基本方針として、平成二九年度においては次に掲げる事業を行います。

## 重点項目

### I 産業基盤の整備促進へ向けた取り組み

#### 一・提言・要望活動の強化

個々の企業における経営環境の安定化、ひいては地域経済の安定化に資するよう、税制の改正や



2017 APRIL No.36 石狩商工会議所報 躍動  
編集・発行/石狩商工会議所

石狩商工会議所

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地  
TEL (0133) 72-2111 FAX (0133) 72-2577  
URL : <http://www.ishikari-cci.or.jp/>

## CONTENTS

### 平成29年度事業計画

#### TOPICS

・平成28年度の主な事業活動報告

#### INFORMATION

- ・石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金 10
- ・小規模事業者経営改善資金融資利子補助金 10
- ・小規模事業持続化補助金 10
- ・創業支援 11
- ・経営改善個別診断・経営支援専門家派遣事業 12
- ・ビジネス交流事業 12
- ・市民健康づくり支援事業 12
- ・石狩商工会議所検定試験施行期日等 12
- ・労働保険事務組合のご案内 13
- ・雇用保険の適用拡大等について 13
- ・改正育児・介護休業法及び 14
- ・改正男女雇用機会均等法の概要 14
- ・会館使用・備品貸出のご案内 14

各種振興・補助事業・インフラ整備等について、会員をはじめとする地元企業の意見を集約し、日本商工会議所等関係機関と連携しながら、国や自治体に対し提言・要望活動を実施します。

- (1) 産業及び経済政策に関する意見の表明
- (2) 地域社会の問題に対する意見の表明
- (3) 社会資本整備の推進
- (4) 公共投資拡大に関する要望
- (5) 商工業の振興に関する要望

## 二．石狩湾新港地域の開発促進

石狩湾新港地域の機能を最大限發揮するためのインフラ整備を国や道へ要望するとともに、地域振興の観点から、同地域への投資が地場企業へ還流するよう関係機関に働きかけます。

- (1) 企業誘致促進及び立地企業への操業支援活動の推進

- (2) 港湾施設、道路網等の整備促進活動
- (3) 国内定期航路の誘致促進（石狩湾新港国内定期航路誘致期成会への協力）
- (4) 道のバックアップ拠点整備構想実現への協力活動
- (5) LNG火力発電所立地に伴う地域振興対策
- (6) 石狩湾新港地域の活性化事業の促進
- (7) 新港の活用による貿易・経済の拡大

## Ⅱ 地域経済振興・活性化へ向けた取り組み

### 一．地域活力支援事業

商店街や企業が行う、集客や販促に繋がる自主的な活動に対し、積極的な支援を行います。

- (1) 商店街対策事業

当会議所会員を中心とする、商工業者により組織される団体が、地域経済の振興や、集客の向上等を目的として自主的に行う事業に対しその費用の一部を助成します。

- (2) 小規模事業者経営改善支援事業

資金調達に苦慮する小規模事業者への支援策として、小規模事業者経営改善資金（マル経資金）借入れ事業者に対し、支払利息の一部を助成します。

### 二．活力ある地域産業の展開

企業のモノづくりに対する助成や、企業同士のネットワーク構築により、地場企業がより市場競争力の高い商品を開発するよう促すとともに、企業や製品を広く市内外にPRするための各種事業を展開します。

- (1) いしかりPR事業

当会議所が運営するWEBサイトを活用し、会員企業が取り扱う製品・サービス・イベント情報等について、より効果的に広く市内外に発信しま

す。また、様々な媒体の活用やイベントへの参加を通じ、新たな石狩ブランドのPRに努めます。

- (2) 建設関連支援事業

地元建設関連企業のPRと民間工事受注の増加を狙い、会員企業による展示・相談会を開催します。

- (3) 産業まつり事業

「石狩まるごとフェスタ」に運営主体の一員として参画し、農商工連携事業を推進するとともに、地場産品・地場産材を市内のみならず近隣都市の消費者へアピールし、地域の賑わいづくりに貢献します。

- (4) 新商品・新技術開発支援事業

企業が行う新商品・新技術開発および販路開拓に関する調査研究等に対して経費の一部を助成し、その取り組みを支援します。

- (5) 石狩ものづくりネットワーク事業

製造業を中心とした地場企業の販路拡大と事業提携を促進するため企業間のネットワークづくりを推進します。

- (6) ビジネス交流事業【新】

主に石狩湾新港地域の事業所を中心に、幅広く異業種間の連携を深め、域内のビジネスチャンスへと繋げるための交流会を開催します。

- (7) 新規開業・創業支援事業【新】

市内における新規開業や第二創業の希望者を対

象に、専門家による創業補助金等の申請書作成支援や相談業務を行います。

(8)市民健康づくり支援事業(石狩市受託事業)【新】

石狩市が実施する健康づくり事業に協力し、この事業に参加する市民に対するインセンティブの提供を請け負うことによって、主に商業・サービス業の活性化に貢献します。

### 三、総合振興事業

(1)法定台帳整備

商工会議所法に則り、法定台帳の整備により市内商工業者の実態把握に努めるとともに、得られた情報を基に特定商工業者名簿を作成しビジネスマッチングに活用します。

## III 中小企業支援の強化と人材育成

### 一、小規模事業経営支援事業

経営者に対し適切かつ正確な情報提供、および相談・指導に努め、地域経済の根幹を成す中小企業の事業継続を確かなものにし、起業を喚起するよう、日常の経営相談・指導業務のほか、専門家・専門機関を活用した個別診断および専門家派遣事業等を実施し、企業の経営基盤強化・新規創業を支援します。

(1)巡回相談、指導の強化

企業が抱える諸課題を速やかに把握し、適切な指導を行うため、経営指導員による巡回相談・指導を強化します。

(2)経営改善支援事業(個別診断、専門家派遣)の実施

中小企業を取り巻く環境が急速に変化しており、当会議所に対する相談内容も複雑化・深刻化していることから、当会議所の経営指導員のみならず、専門家の派遣や中小企業診断士による個別診断を実施して、経営環境の改善に寄与します。

(3)経営力強化支援事業の実施

中小企業経営力強化支援法に基づき、経営分析や事業計画策定等に対する経営指導の強化を推進します。

(4)各種融資制度の利用促進

道や市が運用する制度資金や、当会議所と金融機関による提携ローンの利用推進を図り、中小企業の資金調達を支援します。

(5)法務・税務・労務に関する窓口相談事業の実施

①所得税の確定申告時期に合わせ、小規模事業者を対象とした決算および確定申告に係る相談・指導の窓口を二月中旬より三月中旬までの期間、およそ一箇月間開設します。

②企業経営にまつわる法令の制定・改正や労務に関する問題など、経営者が日頃抱える悩みを解決するため、専門の指導員による相談窓

口を常時開設します。

(6)消費税転嫁対策窓口事業の実施

小規模事業者が、消費税率引き上げ分を円滑・適正に価格転嫁できるよう、日本商工会議所などと連携しつつ、消費税率改訂に伴う適切な対応について相談指導を行うべく、特に相談窓口を開設します。

(7)記帳機械化の推進

小規模事業者の事務負担軽減を図るため、記帳の電子化を推進し、振替伝票の入力および帳簿の作成を代行する業務を実施します。

(8)倒産の未然防止に関する相談、指導

取引企業の倒産により、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための相談・指導を実施し、また倒産防止共済の加入を推奨します。

(9)講習会・講演会の開催

中小企業の経営改善に資する、経営者や従業員が経営向上を目的とした各種講習会・講演会を開催します。

### 二、人材育成及び労務対策事業の推進

後継者の育成や、従業員の資質向上に関する諸事業を通じ、企業の中長期的な発展に寄与する人材の育成を行います。

(1)青年部・女性会の活動支援

青年部・女性会の行う自主的な活動を支援し、

人格形成や次代の経営者として必要な知識や経験の獲得を促します。

(2) 労働保険事務組合の運営強化

労働保険に係る煩雑な事務を代行し、会員事業所の負担を軽減するとともに、労働保険の適用を推進し、中小企業における労働福祉環境の向上を図ります。

(3) 人材能力開発育成支援事業

経営者および従業員の資質向上を図るため、公的機関等で開催される研修会等への参加費用を一部助成します。

(4) 福利厚生推進事業

会員企業が自社の従業員を対象に行う健康診断について、その費用の一部を助成するとともに、いしかり共済等の加入推進により、中小企業における福利環境の充実を図ります。

(5) 優良従業員表彰の実施

会員企業に勤務する永年勤続者の功労を称え、勤労意欲の向上を図ることを目的とした表彰事業を実施します。

(6) 各種検定試験の実施

ビジネスの現場で要求される知識やスキルを身につけた人材を育成するため、各種検定試験を実施します。

IV 会員サービスの充実と財政基盤の強化

一、各種共済制度の加入促進

中小企業の経営安定化に資する共済制度について、制度内容・効果等を積極的にPRし、加入を推進するとともに、手数料による安定的な財源の確保に努めます。

二、会報・WEBサイトの活用による情報提供

当会議所が運営する各種媒体を活用し、会員企業に対し迅速な情報提供を行うとともに、会員企業や製品のPRに努めます。

- (1) 会報「躍動」冊子版（毎年四月発行）
- (2) 会報「躍動」FAX版（原則毎月一日発行）
- (3) 石狩商工会議所HPによる情報提供の強化

三、会員交流事業の実施

会員企業相互の親睦を図るとともに、異業種間の交流によるビジネスチャンス拡大を目的とした会員交流会を開催します。

四、会館利用の促進

当会議所が管理・運営する石狩商工会館について、研修・会議での利用等、貸室および備品貸出業務を周知し、会館利用の促進を図ります。

V 組織体制と活動基盤の強化

一、部会・委員会活動の活性化

業種別部会を通じ、各業種における課題を抽出・改善していくための様々な事業を実施し、部会員の経営安定化に寄与します。また、当会議所が抱える諸問題・重要事項に関し、委員会による調査研究活動を推進し、商工会議所運営の円滑化を図ります。

- (1) 部会の研修、部会員交流事業の実施
- (2) 部会員の意見、要望等のとりまとめ
- (3) 委員会における地域商工業や商工会議所運営に係る重要事項の調査研究、諮問事項に対する具申
- (4) 役員・議員研修の実施

二、地区別協議会の開催

各地区における会員相互の交流を促進するとともに、会員から直接意見を聴取し、役員との意見交換を行う場として、地区別協議会を開催します。

三、会員増強運動の推進

当会議所の組織力強化を図るため、組織強化特別委員会を中心に、会員および役員が一丸となって、新会員獲得運動を展開します。

## 平成29年度 一般会計・特別会計（合算）収支予算

## 収入の部

(単位：千円)

	科 目	一般会計	相談所 特別会計	会館運営 特別会計	共済事業 特別会計	労働保険 特別会計	合計	H28予算額	対比増減
1	会費	27,006	0	0	0	0	27,006	27,112	△106
2	特定商工業者負担金	1,680	0	0	0	0	1,680	1,700	△20
3	加入金	165	0	0	0	0	165	165	0
4	交付金	21,290	47,818	0	0	845	69,953	65,482	4,471
5	事業賦課金	3,149	0	0	0	0	3,149	2,793	356
6	手数料	1,752	0	0	280	0	2,032	2,068	△36
7	運営収入	0	0	2,790	5,795	0	8,585	8,751	△166
8	指導収入	0	100	0	0	1,350	1,450	1,350	100
9	検定料	215	0	0	0	0	215	234	△19
10	受託料	2,379	0	0	0	0	2,379	1,690	689
11	貸室収入	0	0	3,599	0	0	3,599	4,180	△581
12	雑収入	1,737	1	79	1	1	1,819	1,071	748
13	前期繰越金	2,400	0	0	0	0	2,400	1,513	887
14	繰入金 <sup>*1</sup>	0	5,459	1,681	1,364	1,514	10,018	9,934	84
15	建物修繕積立金取崩収入	2,000	0	0	0	0	2,000	0	2,000
	合 計	63,773	53,378	8,149	7,440	3,710	126,432	118,109	8,323

## 支出の部

	科 目	一般会計	相談所 特別会計	会館運営 特別会計	共済事業 特別会計	労働保険 特別会計	合計	H28予算額	対比増減
1	会員振興事業費	1,100	0	0	0	0	1,100	1,100	0
2	地域活力支援事業費	1,200	0	0	0	0	1,200	1,200	0
3	活力ある地域産業の展開事業費	5,414	0	0	0	0	5,414	4,614	800
4	総合振興事業費	7,903	0	0	0	0	7,903	8,015	△112
5	指導事業費	0	3,194	0	0	0	3,194	3,494	△300
6	会館維持費	0	0	4,209	0	0	4,209	4,088	121
7	切手等購入費	0	0	2,570	0	0	2,570	2,827	△257
8	事業運営費	0	0	220	1,330	295	1,845	1,850	△5
9	職員設置費	28,606	50,184	0	6,110	3,370	88,270	81,854	6,416
10	旅費交通費	200	0	0	0	0	200	200	0
11	事務費	2,390	0	0	0	0	2,390	2,390	0
12	会議費	590	0	0	0	0	590	790	△200
13	渉外費	520	0	0	0	0	520	520	0
14	公課分担金	2,621	0	1,150	0	45	3,816	3,823	△7
15	雑費	10	0	0	0	0	10	10	0
16	繰出金 <sup>*1</sup>	10,018	0	0	0	0	10,018	9,934	84
17	会館修繕工事費	2,000	0	0	0	0	2,000	0	2,000
18	予備費	1,201	0	0	0	0	1,201	1,334	△133
	合 計	63,773	53,378	8,149	7,440	3,710	126,432	118,109	8,323

(但し、退職給与資金特別会計を除く)

※1 繰入金および繰出金は、会計間の内部処理のため合計額（126,432）に含まれません。

## 平成28年度 要望活動

石狩商工会議所では、例年、地域経済の発展や中小企業、小規模事業者の経営安定化に資する社会資本の整備、あるいは、法制度の整備といった事柄について、国や道、石狩市などに対し、要望・陳情活動を行っています。

平成28年度につきましては、以下に掲げる事項について要望活動を行いました。

### ■第66回全道商工会議所大会

平成28年6月25日に富良野市で開催された全道商工会議所大会において、石狩湾新港の整備促進や同港へのアクセス強化を含めた道路整備、河川改修工事等の早期完了並びに重点「道の駅」に指定された「あったか・あいろーど」への総合的な支援は、当市の経済活性化には欠かせない要望項目であるとして挙げ、北海道商工会議所連合会を通じて、国や道、道内選出国會議員に要望しました。

### ■石狩湾新港地域開発に関する要望

石狩湾新港の開発は、北海道経済の発展と道民生活の向上を図るとともに、我が国経済の発展に資する重要なプロジェクトであり、また、札幌臨海部に位置し、広大な産業用地を有していることから、引き続き複合的な機能を備えるための基盤整備の促進を図る必要があることから、石狩湾新港地域開発連絡協議会（通称：九者連）のメンバーとして、国交省を始め関係省庁及び道内選出国會議員に対して、平成28年7月26・27日に要望（郵送を含む。）を行っております。

### ■海上保安官署の設置要望

石狩湾新港では、液化天然ガス（LNG）基地の稼働や、LNG火力発電所の建設が進むなど、道央圏のエネルギー供給拠点としてますますその役割が大きくなっ

ております。これに伴い、建設資材や危険物を積載した大型船舶の往来が増えており、港湾の安全確保が緊急の課題となっていることから、当所は石狩市及び諸団体と連携して、平成28年10月14日、小樽海上保安部及び第一管区海上保安部に対し、石狩湾新港へ海上保安官署を早期に設置するよう要望書を提出しております。また、本要望に関しては、三津橋昌博会頭は、田岡克介石狩市長とともに、11月28日、上京して関係省庁へ中央要望活動を行いました。

### ■商工業振興に関する要望

当商工会議所の政策検討委員会（委員長：池田篤司石狩管工(株)社長）において、地域経済・企業振興に係る社会資本整備や中小企業振興策のうち、石狩市が所管する事項について要望として取りまとめたものを「地域経済の好循環へ向けた商工業に関する要望書」として、平成28年11月15日、三津橋会頭はじめ副会頭及び専務理事が、田岡石狩市長を訪問し直接提出しております。

### ■産業活性化基盤整備懇話会

当商工会議所では、例年北海道建設部及び石狩湾新港管理組合の幹部職員、管内選出の道議會議員を招き、石狩湾新港の整備促進、道道整備や河川改修の要望について直接伝える懇話会を開催しております。平成28年度は、平成29年1月27日、石狩商工会館にて開催し、活発な意見交換がなされました。この中で花川通を石狩湾新港地域まで延伸する道路事業については、平成30年代後半の開通を目的としていることが、明らかにされております。花川通の延伸が早期に完工することをこれからも引き続き当所は要望をして参ります。

## 平成28年度 部会活動報告

### ◇商業・サービス業部会合同部会員交流会

日時 平成28年10月27日(木)  
会場 茨戸ガーデン  
参加者 26名(商業3名・サービス業23名)

### ◇工業部会 視察研修 (石狩ものづくりネットワーク合同事業)

日時 平成28年10月28日(金)  
視察先 (地独)北海道立総合研究機構 産業振興部  
食品加工研究センター、工業試験場  
参加者 13名

### ◇建設業部会視察研修

日時 平成28年11月4日(金)～5日(土)  
視察先 北彩都あさひかわ地区ほか  
参加者 8名

### ◇工業部会 意見交換交流会

日時 平成28年12月2日(金)  
会場 賢旨  
参加者 8名

### ◇建設業・工業部会合同開催 職長・安全衛生 責任者講習

日時 平成29年2月25日(土)～26日(日)  
会場 日立建機教習センタ北海道教習所  
出席者 4事業所6名

### ◇工業部会 石狩市ものづくり企業見学・交流会 (北海道石狩振興局合同事業)

日時 平成29年3月7日(火)  
対象 北海道科学大学機械工学科学生  
視察先 (株)酒井機材製作所、(株)中央ネームプレート製作所  
参加者 学生10名、振興局2名、当部会2名

### ◇商業・サービス業部会合同視察研修

日時 平成29年3月14日(火)～15日(水)  
視察先 伊達商工会議所、道の駅「だて歴史の杜」、キリンビール北海道千歳工場  
参加者 9名(商業3名、サービス業6名)

### ◇建設業部会 いしかりリフォームフェスタ 2017・春

日時 平成29年3月11日(土)～12日(日)  
会場 花川北コミュニティセンター  
出展企業数 11社  
来場者数 1,085人

### ◇サービス業部会 終活フェスタin石狩2017

日時 平成29年3月11日(土)  
会場 花川北コミュニティセンター  
出展企業数 7社  
来場者数 130人

### ◇建設業部会 通年事業 労務安全衛生ビデオ 無料貸出

## 石狩ものづくりネットワーク事業

### ◇石狩まるごとフェスタ出展

日時 平成28年8月27日(土)～28日(日)  
会場 石狩まるごとフェスタ特設会場  
内容 廃材・端材を利用したアップサイクル品販売、  
商品展示、事業紹介パネル展示、体験コーナー  
(廃材・端材を利用した工作)  
参加者 5社

### ◇札幌商工会議所(北口支所・西支所会員) との企業交流会

日時 平成28年11月7日(月)  
会場 札幌サンプラザ  
参加者 10社11名

### ◇ものづくり補助金セミナー

日時 平成28年12月15日(木)  
講師 中小企業診断士 松浦尚之 氏  
会場 石狩商工会館  
参加者 10名

### ◇ものづくり補助金経営改善個別指導

専門家による、ものづくり補助金申請支援。2社3回。

### ◇アップサイクル品等の北海道庁経済部長室展示

日時 平成29年1月4日(水)～31日(火)  
会場 北海道経済部長室  
参加者 5社  
内容 石狩まるごとフェスタに出展した、工場から排出される廃材・端材を利用したアップサイクル品展示および部会員企業の商品・製品展示。さらに、1月20日(金)には、北海道経済部長阿部啓二 様へ表敬訪問。

### ◇雇用に関する情報提供・調査

内容 ・若手社員向けスキルアップセミナー、管理職向け「コーチング」セミナー(石狩市主催)  
・じもと×しごと発見フェア、若手社員向け職業定着研修会、管理職向け職場定着セミナー(北海道主催)  
・雇用・採用に関するアンケート調査(北海道石狩振興局主催)

## 会員交流会

平成29年2月3日（金）、石狩市民プール多目的ホールにて会員交流会を開催し、130名の会員が参加しました。

交流会では、平成28年2月以降に加入された新会員を紹介し、当日参加された新会員には、自社PRも行っていました。

余興では、豪華景品が当たるお楽しみ抽選会やジャンケン大会を行い、会場内が大いに盛り上がったところでお開きとなりました。

ご参加いただきました会員の皆様ならびにご協賛いただきました皆様には、心からお礼申し上げます。



## 終活フェスタ

平成29年3月11日（土）、花川北コミュニティセンター2階にて終活フェスタ in 石狩 2017が開催され、130名の市民が来場しました。

このイベントは、市民の終活をサポートする事を目的として、当所サービス業部会各種サービス業分科会が中心となって企画、開催したもので、葬儀、墓石、遺言、相続、遺品整理、保険や仕事に関する7事業所が出展しました。

会場では、各出展者のブースでの無料相談やセミナーを実施し、来場者とコミュニケーションを取り、各々の事業についてPRを行いました。



## リフォームフェスタ

平成29年3月11日（土）・12日（日）の2日間、花川北コミュニティセンターにて「いしかりリフォームフェスタ 2017・春」を開催し、市内外から約1,085人が来場しました。

会場では、建設業種の会員11社と協賛出品メーカー4社が出展し、最新リフォームアイテムやリフォーム技術のノウハウなどを来場者に紹介しました。

また、本イベントの目玉として、トイレ・キッチンの水廻りや、住宅の内装リフォーム工事を、来場者へ数量限定、大特価で提供する「大特価リフォーム」を実施しました。

今回のイベントで、多くの来場者に企業名・業務内容をアピールすることができ、新規顧客獲得に向けてのPR効果を得ることができました。

当建設業部会では、リフォームフェア等を今後も継続的に開催する予定となっておりますので、住宅関連事業所の皆さまの積極的な参画をお願いいたします。



写真は、リフォームフェスタのイベント「じゃんけん大会」の風景。

## 優良従業員・退任役員議員 表彰

平成29年3月23日（木）、商工会館において優良従業員表彰並びに退任役員議員感謝状贈呈式が行われました。会員企業に永きにわたり貢献されている従業員の皆さん並びに当商工会議所の運営にご尽力された役員議員の方々を表彰しました。

### 《優良従業員》

- ・25年表彰  
 (株)石川金属製作所 小笠原 英人
- ・20年表彰  
 (株)エース 小林 孝博、幸田 早代
- ・10年表彰  
 (有)ササキ通信 菅原 博  
 石狩産業(株) 澤田 司朗

### 《退任役員・議員》

- (株)ヒューネット 代表取締役 玉造 啓子
  - 石狩ペイント(株) 代表取締役 田中 雄
  - マルウロコ酒井建設工業(株) 取締役会長 酒井 寛
  - (株)丸愛ファニチャー 取締役相談役 横山 操
- (敬称略)



## 女性会

平成28年7月21日に札幌市内において会員研修を行い、16名の会員が参加しました。研修では、札幌市内を一望できる藻岩山ロープウェイや、北海道警察本部庁舎にて通信指令室や交通管制センターを見学し、札幌や石狩の事故対応や交通情報の管理の方法を説明いただくなど、非常に有意義な時間を過ごしました。

また、10月10日には「石狩市市制施行20周年記念事業第6回チャリティーダンスパーティー」を開催しました。当日は、石狩市内外より180名のご参加をいただきました。

その他には、現役アナウンサーによる話し方やコミュニケーションの講習会や、社会貢献活動の一環として、社会福祉協議会へ雑巾の寄贈を行っております。



写真は、10月10日開催ダンスパーティー

## 青年部

平成28年度は、「どうすっぺ、道の駅」と題して石狩市の道の駅への理解を深める意見交換会、石狩さけまつりでの「CANCAN祭り」運営、まるごとフェスタ内で行われた「OMOIYARIの灯り」、「忘れない！3.11」への参加・協力など、地域振興事業、社会貢献活動へも力を入れ、地域の発展にも寄与しております。

平成29年2月には岩見沢で青年部全国大会が開催され、当青年部も運営に携わり、北海道の各単会とともに一丸となって取り組みました。



写真は、平成28年11月11日開催意見交換会「どうすっぺ、道の駅」

## 石狩まるごとフェスタ2016

平成28年8月27～28日の2日間、新港中央1丁目の特設会場にて開催され、約54,000人が会場を訪れました。このイベントは、平成20年から始まり、今回で9回目となります。

昨年は、市制施行20周年ということもあり、NHKとのコラボレーション企画として「いくぞ〜！祭〜俺（お）ら石狩の穴場さ行くだ〜」の公開撮影が行われ、歌手の吉幾三さんやタレントのバービーさん（フォーリンラブ）などが登場し、会場を盛り上げました。9月には、撮影された当イベントの様子がTV放送され、石狩の魅力を広くPRすることができました。



恒例となった花火大会は、昨年に引き続きニトリ北海道応援金の協賛を得て「ニトリ石狩花火大会」が行われ、約8,500発の花火が来場者を魅了しました。

また、出店した14事業所から、石オシ！認定商品として地元食材をメインに使用した15品が販売され、市内事業所への地元食材の利用促進および来場者へのPRを行い、市内経済の活性化に寄与しました。

## 石狩市中小企業特別融資 貸付金利子補助金

### 利子補助金の申請時期です！

石狩市中小企業特別融資資金の融資を利用し、対象期間中に同制度の融資に対して支払った利子のうち融資利率の最大0.5%が補助されます。

#### 【対象期間】

平成28年10月1日から平成29年3月31日までに同制度利用による利子を支払った方

#### 【受付期間】

平成29年4月3日（月）～18日（火）  
※期限までに必ず申請してください。

#### 【申請方法】

申請書、請求書を提出  
※用紙は、石狩市企画経済部商工労働観光課、石狩商工会議所、石狩北商工会、市内同制度取扱金融機関にあります。  
また、石狩市HPからダウンロードできます。

#### 【申込・問合せ】

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2  
石狩市企画経済部商工労働観光課  
TEL 0133-72-3166

## 小規模事業者経営改善資金 (マル経資金) 融資利子補助金

マル経利子補給事業は、小規模事業者の経営安定と資金調達コスト軽減を目的に、マル経融資を受けた事業者に対して当会議所が実施しており、マル経融資を利用された会員事業所は、1%の利子補給が受けられます。

#### 【概要】

補給期間：最初の1年間（12ヶ月）  
補給率：融資実行時の金利のうち1.0%  
補給条件：  
①当会議所の会員であること  
②当会議所から推薦されたマル経融資であり、約定通り償還され滞りのないもの。  
③当会議所の会費を完納されていること。  
補給限度額：5万円

#### 【申請方法】

初回返済日から6ヶ月ごとに、申請申請書兼請求書、振込先記入用紙、日本政策金融公庫発行の利息支払い証明書、返済予定表（写）を提出

小規模事業者経営改善資金（マル経）融資は、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人、低利で（株）日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

※詳細は、石狩商工会議所 中小企業相談所へお問い合わせください。

## 小規模事業持続化補助金

小規模事業者が置かれている状況は、人口減少などの影響により、現状を維持するだけでも大変な状況です。何も対策をしなければ自然とお客さんが減ってしまう状況の中、「小規模事業者持続化補助金」は、事業拡大などの成長発展をせずとも、今の状態を維持し、事業を継続する努力、「持続的発展」をしようとしている小規模事業者の皆様を対象とし、国として支援・応援していこうと、平成26年6月に成立した「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」のもと、身近で使いやすい補助金として平成25年度補正予算から始まりました。今回の公募終了（平成29年1月27日締切）をもって計4回の事業実施が図られ、これまで延べ6万者以上の事業者にご活用いただいています。

持続化補助金は、基本補助上限額50万円、補助率2/3の補助金で、「経営計画」作成が要件になっています。顧客や商品・サービスの特徴、自社の強み等を「経営計画書」に書き出し、「見える化」することで、これから取り組みたいこと、チャレンジしたいこと、考えていかなければいけないこともはっきりと見えてきます。

補助金の申請にあたっては、当商工会議所が作成する「事業支援計画書」を添付する必要があります。経営指導員、専門家派遣などのサポート（無料）を受けて経営計画作成に取り組むことができます。今後の公募動向は、国・当商工会議所等のHP等をご確認ください。

## 創業支援

### ■創業の知識と対策をサポートいたします！

我が国の開業率は欧米の半分程度（5.2%）にとどまっており、特に地域における開業率は低迷しています（大都市圏以外の29道府県が平均を下回る）。

また、中小企業数は平成11年の484万社から、平成26年は381万社へと減少し、従業員数も減少しています。こうした状況の中、民間活力を高めていくためには、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことが重要です。

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」においても、こうした問題意識から、「開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す」としています。

こうした目標の実現に向け、平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」では、地域の創業を促進させる施策として、市区町村が民間事業者と連携し、創業支援を行っていく取組を応援することとしています。

石狩商工会議所では、石狩市との協働事業として、地域における創業者を支援し、開業率の向上を目指し、地域の活性化、雇用の確保を目指します。

まず、石狩市では、起業を目指す市民への支援を強化するため、上記「産業競争力強化法」に基づく「創業支援事業計画」を策定し、平成27年10月に国の認定を受けました。

この認定を受けたことによって、計画に定めた「特定創業支援事業」を受けた創業者は、株式会社を設立する際の登録免許税の軽減措置や、融資面でのサポート拡充措置が受けられます。

### 【特定創業支援事業とは】(5月19日変更計画認定後)

石狩商工会議所では、「産業競争力強化法・創業支援事業計画」認定の石狩市から、創業支援事業者指定されており、創業者に対する巡回・窓口相談事業において、経営指導員・専門家によるアドバイスを原則として4回以上継続的に実施し、相談者のレベルに応じて、経営、財務、販路開拓、情報発信、人材育成等当該起業に必要なノウハウを習得させる事業（特定創業支援事業）を行います。

石狩市は、特定創業支援事業を受けた人に対して、申請に基づき、「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」を発行します。

### 【認定特定創業支援事業を受けた創業者への支援】

(1) 認定を受けた特定創業支援事業の支援を受けて創業を行おうとする者が株式会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます。（資本金の0.7%→0.35%）。

※最低税額は15万円のところ7.5万円に減額

(2) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充されます。（既に創業している者についても特定創業支援事業による支援を受けることにより保証枠が拡充）

(3) 創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用の対象になります。

※(1)～(3)の支援を受けるには、市の発行する「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」が必要です。

### 【証明書の申請について】

認定特定創業支援事業による支援を受けた方で、支援を受けたことの証明書が必要な方（上記の支援を受けることを希望する方）は、申請書（石狩市ホームページからダウンロード）に必要な事項を記入のうえ、企画経済部商工労働観光課へ提出していただきます。（提出部数：2部）

創業を思い立ってから実際に創業するまでに必要な準備は、事業計画や資金調達、販路開拓、各種届出など、さまざまです。「ビジネスプランは決まったけれど、これから何をすればよいのかわからない」といった方に、今後の課題と解決法をイメージしていただきたいと考えております。

創業後も「こうすれば成功する」といったマニュアルはなく、業種・業態によって対応方法は異なります。さまざまな問題でお悩みの方のために、地域経済の発展を目的とする石狩商工会議所では、創業相談を承っております。相談料など「費用」は一切不要です。ぜひ、お気軽にご相談下さい。

### ■お問合せ先：石狩商工会議所 中小企業相談所

TEL：0133-72-2111

FAX：0133-72-2577

## 経営改善個別診断・ 経営支援専門家派遣事業

中小企業・小規模事業者を巡る内外環境がこれまでに大きく変化する中で、経営課題・経営支援ニーズは複雑化・高度化・専門化しています。当商工会議所では、会員の皆様の成長を後押しするため、各社に応じたビジネス段階の経営課題・相談ニーズにきめ細かく対応できるよう国の支援を受けて「中小企業・小規模事業者ビジネス創造支援事業」支援機関として地域プラットフォーム（道央圏商工会議所ネットワーク）に登録しており、会員の皆様に対し、高度な経営分析等を行う専門家の派遣事業（無料）を実施しております。

### 【事業の概要】

#### 1. 専門家派遣事業の支援対象：

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項各号に規定する中小企業者等。

#### 2. 専門家派遣の対象となる経営課題：

中小企業者等の自助努力のみでは解決が困難な高度・専門的な課題で、当会議所が専門的見地からの支援が必要と判断する課題。

（ホームページの作成や借入申請書の作成、就業規則の作成等、派遣先中小企業者等の業務の代行を目的とするものは、派遣の対象とはなりません）

#### 3. 年間派遣回数：

1企業当たりの専門家派遣回数は、年間3回までとする。

## ビジネス交流事業

石狩市内では、依然として企業の倒産・廃業が後を絶たず、会員企業数も減少の一途を辿っています。ただ一方では、新港地域を中心に商工会議所未加入の事業所も多く、これらの事業所を加入に導くことが、組織強化における喫緊の課題となっています。

そこで、石狩商工会議所では、未加入事業所に対する商工会議所への理解を深めていただくことを目的として、会員・非会員を問わず参加可能な「ビジネス交流会」を実施する予定です。この事業につきましては、詳細が決定次第、追ってお知らせいたします。

## 市民健康づくり支援事業

石狩市では、第2次石狩健康づくり計画「石狩市健康大作戦」の一環として、市民参加による「量るだけダイエット100日作戦！」を企画しており、石狩商工会議所も「市民健康づくり支援事業」として、これに協力することとなっております。

具体的には、石狩市が企画する事業に参加登録した市民に対し、会員企業から何らかの特典を付与するような仕組みを想定していますが、詳細につきましては、石狩市所管と協議のうえ決定いたします。

## 平成29年度実施 石狩商工会議所検定試験 施行期日日程一覧表

検定種別	回数	検定級	施行日	募集期間
簿記	146	1～3級	H 2 9 . 6 . 1 1 ( 日 )	4/3～5/12
	147	1～3級	H 2 9 . 1 1 . 1 9 ( 日 )	9/11～10/20
	148	2～3級	H 3 0 . 2 . 2 5 ( 日 )	12/18～1/26
	受験料 1級：7,710円 2級：4,630円 3級：2,800円			
■お申込み・お問合せ 石狩商工会議所 総務課 (TEL 72-2111)				
マーケティング (販売士)	81	2～3級	H 3 0 . 2 . 2 1 ( 水 )	12/18～1/26
	受験料 2級：5,660円 3級：4,120円			
■お申込み・お問合せ 石狩商工会議所 中小企業相談所 (TEL 72-2111)				

## 労働保険事務組合のご案内 労働保険の加入手続きはお済みですか？

石狩商工会議所では、会員サービス事業の一環として、労働保険事務組合業務を行っております。

### ご相談は、お気軽に！

#### ●労働保険とは【労災保険＋雇用保険＝労働保険】

労働保険とは労働者災害保険（労災保険）と雇用保険を総称した言葉です。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、パート・アルバイトを含めた労働者を1日・一人でも雇っていれば、その事業主は必ず加入手続きをしなければなりません。

#### 労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行うものです。

※パート・アルバイトを含めた労働者はすべて加入しなければなりません。

#### 雇用保険

労働者が失業した場合及び労働者についての雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

※1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上雇用見込みがあれば必ず加入しなければなりません。

#### ●事務委託のメリット

- ①公共職業安定所や労働基準監督署への事務手続きのほか、労働保険料の申告・納付や雇用保険の資格取得・喪失等の手続きを代行しますので、事務処理の負担が軽減されます。
- ②労働保険料の額に関わらず3回に分割納付できます。
- ③労災保険に加入することができない事業主や家族従事者等も、労災保険に特別加入できます。通常、従業員しか加入できない労災保険に事業主も加入できますので、従業員と一緒に危険な仕事をされる事業主の方も安心です。

#### ※特別加入制度に加入できる方は、

個人事業の場合…中小企業事業主及び家族従事者  
法人その他の団体の場合…代表者・代表者以外の役員  
(※雇用する労働者について労働保険関係が成立していることが必要です)

■問合せ先 石狩商工会議所 中小企業相談所  
TEL 0133-72-2111

## 雇用保険の適用拡大等について 平成29年1月1日より

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは「高年齢継続被保険者」(※1)となっている場合を除き適用除外です。)

- (1) 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合。

雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」(以下「資格取得届」という。)を提出(※3)してください。

- (2) 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降についても継続して雇用している場合。

雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得

届」を提出(※4)してください。

- (3) 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合。

ハローワークへの届け出は不要です。(自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。)

- ※1 65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。
- ※2 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。
- ※3 被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。
- ※4 提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

## 改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の概要 平成29年1月1日より

育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が平成28年3月に改正され、平成29年1月1日から施行されました。主な改正内容については、以下のとおりです。

### 【介護関係】

- 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができます。
- 介護休暇の半日単位の取得が可能となります。
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能となります。
- 介護が終了するまでの期間利用できる「所定外労働の免除」の制度が新設されました。
- 有期契約労働者の介護休業取得要件が緩和されました。

休業開始予定日から起算して、93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約が満了することが明らかでない限り、すべての有期契約労働者（引き続き雇用された期間が1年以上である者）が対象となります。

### 【育児関係】

- 子の看護休暇の半日単位の取得が可能となります。
- 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、その他これらに準ずる者については、育児休業制度等の対象に追加する。
- 有期契約労働者の育児休業取得要件が緩和されました。

子が1歳6か月に達する日までに労働者契約が満了することが明らかでない限りすべての有期労働契約者（引き続き雇用された期間が1年以上である者）が対象となります。

### 【防止措置の新設】

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為（いわゆるマタニティ・ハラスメント）を防止するための雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられます。

## 会館使用・備品貸出のご案内

当商工会議所では、会議室、備品の貸出を行っております。皆様ぜひご活用ください。（特別のイベント・催事の場合は、日時・会場の変更をお願いする場合があります）  
使用料金は次のとおりです。

### ■会館使用料金表

区分	夏期（自5月～至9月）		冬期（自10月～至4月）	
	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
大ホール（3階）	4,320円	4,752円	5,616円	6,480円
小会議室（3階）	540円	594円	702円	810円
役員会議室（2階）	2,160円	2,376円	2,808円	3,132円
備考	電気料を含む		電気料及び暖房料を含む	

●収容人数 大ホール 約130名、役員会議室 約50名 (2時間単位)



2階役員会議室

3階大ホール



### ■備品貸出料金表

品目	料金	貸出単位	備考
テント	1,080円	1単位	・2間×3間(3,600×5,400mm)
プロジェクター	2,160円	1単位	・スクリーンを含む(希望の場合) ・会館外への貸出は、借用人が取扱いを熟知している場合に限る。
法被	324円	1単位	左記料金は1着当たり

・請求金額は上記料金×貸出単位。 ・貸出日数は、貸出日及び返却日を含む。

・貸出は1日間を1単位とする。 ・宗教団体への貸出は不可。

詳しいお問い合わせは 石狩商工会議所 総務課まで TEL 0133-72-2111

保険をくるりと変える。



「経営者の未来」と  
「会社の安心」のために。

会社と経営者の安心をより確かなものにするために。

アクサの  
**企業  
経営** **サポート  
シリーズ** **就業不能保障プラン**

生活障害保障型定期保険

経営者が所定の理由で「就業不能」となった場合のリスクに備えることができるプランです。

万一の事態から  
会社を守る。

◎事業保障資金

経営者に万一のことがあった場合に、会社を守るために必要な資金としてご活用いただけます。

◎就業不能に備える資金

経営者が所定の理由で「就業不能」となった場合に、  
事業資金や生活資金としてご活用いただけます。

◎死亡退職金・弔慰金

ご遺族の生活資金や相続税の納税資金  
として活用できます。

◎不測の事態に備える資金 ※解約されると以後の保障はなくなります。

解約時払いもどし金を急な資金ニーズにご活用いただくことが可能です。所定の条件を満たせば、保障はそのままにして資金を調達できる「契約者貸付制度」がご利用いただけます。

経営者の  
未来を支える。

◎役員退職慰労金の準備 ※解約されると以後の保障はなくなります。

解約時払いもどし金を役員退職慰労金の財源としてご活用いただけます。

◎払済生活障害保障型定期保険への変更

ご契約者を経営者個人へ変更することで、経営者ご自身のための保障にすることができます。その後は、「払済生活障害保障型定期保険」へ変更し、保険料のご負担なく保障を継続することができます。 ※払済生活障害保障型定期保険へ変更をされた場合、保険金額は変更前より小さくなります。



- メディカルコンサルテーション
- 糖尿病サポートサービス
- 24時間電話健康相談サービス

各専門分野の名医(総合相談医)と面談してセカンドオピニオンを聞くことができる「メディカルコンサルテーション」、24時間365日、経験豊かな相談スタッフが電話による健康相談にお応えする「24時間電話健康相談サービス」、優秀糖尿病臨床医の紹介などを通して糖尿病の早期治療・重症化防止をサポートする「糖尿病サポートサービス」をご提供します。(対象保険商品の被保険者さまが無料でご利用になれます) ※本サービスは、ティーベック株式会社が提供します。アクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。



アクサのメンタルサポートサービスは、臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの「こころの専門家」が面談や電話を通じてカウンセリングを提供し、こころの問題を早期に解決するサポートをします。法人契約が有効に継続している期間のみ、経営者・従業員すべての方が無料でご利用になれます。企業や健康保険組合でメンタルヘルス対策(EAP事業)として幅広く利用されています。

\*アクサのメンタルサポートサービスは、対象商品の被保険者にティーベック株式会社が提供します。アクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

- アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度/福祉制度でサポートしています。
- 本商品をご検討の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。